

おくやみハンドブック
～ 死亡にともなうお手続きのご案内 ～

ご遺族の方へ

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。
こちらは、今後必要な手続きについてのご案内です。
太子町役場での手続きについては、必要なものをご確認のうえ、
担当窓口へお越してください。
ご不明な点などがありましたら、各担当課へお問い合わせください。



●死亡ともなう手続きについて、お亡くなりになった方が下記の事項に該当する場合は、担当課などでお手続きが必要になります。詳しくは、各担当課までお問い合わせください。

●亡くなられた方の住所が太子町以外の場合は、住所地でお手続きが必要になるため、お手続きについては住所地の市区町村にお尋ねください。

●亡くなられた方の状況により、この他にもお手続きが必要になる場合があります。

《役場でのお手続き》

手続きが必要な対象者		手続き	必要なもの	担当課
住民登録				
<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなり、残った世帯人数が2名以上の世帯	新世帯主の届出	手続きする方の本人確認書類 代理人の場合は委任状	住民人権課 ☎0721-98-5515
年金				
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入中、または、受給している方	各種給付などの請求、または、届出	右記へお問い合わせください。 ※加入状況などによっては窓口が異なる場合があります。	保険医療課 ☎0721-98-5516
保険・介護				
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方	被保険者保険証及び各種認定証の返還	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の被保険者証 亡くなった方の各種認定証 手続きする方の本人確認書類 ※加入の世帯主（納付義務者）が亡くなった場合は、その世帯の加入者の被保険者証も必要	保険医療課 ☎0721-98-5516
		葬祭費支給申請	<ul style="list-style-type: none"> 葬儀の領収証等（宛名フルネーム） 葬祭執行者の印かん 振込先口座がわかるもの 	
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入している方	被保険者保険証及び各種認定証の返還	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の被保険者証 亡くなった方の各種認定証 手続きする方の本人確認書類 	保険医療課 ☎0721-98-5516
		葬祭費支給申請	<ul style="list-style-type: none"> 葬儀の領収書（宛名フルネーム） 振込先口座がわかるもの 領収書宛名人以外の方が申請される場合は、右記へお問い合わせください。 	
<input type="checkbox"/>	65歳以上の方、または、要介護認定を受けている方	介護保険被保険者証等の返還	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の介護保険証 亡くなった方の介護保険負担割合証 手続きする方の印かん 手続きする方の本人確認書類 	福祉介護課 ☎0721-98-5519
<input type="checkbox"/>	要介護認定申請中の方	要介護認定申請の取下げ	右記へお問い合わせください。	
		介護保険料の還付請求申請	<ul style="list-style-type: none"> 手続きする方の振込先口座がわかるもの 手続きする方の印かん 	
<input type="checkbox"/>	指定難病の医療受給者証をお持ちの方	医療受給者証の返還	右記へお問い合わせください。	富田林保健所 ☎0721-23-2681
<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳をお持ちの方	被爆者手帳の返還		福祉介護課 ☎0721-98-5519

手続きが必要な対象者		手続き	必要なもの	担当課
医療証				
<input type="checkbox"/>	子ども医療の医療証をお持ちの方	資格喪失及び医療証返還手続き	子ども医療の医療証など 右記へお問い合わせください。	保険医療課 ☎0721-98-5516
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療の医療証をお持ちの方	資格喪失及び医療証返還手続き	ひとり親家庭医療の医療証など 右記へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	重度障がい者医療の医療証をお持ちの方	資格喪失及び医療証返還手続き	重度障がい者医療の医療証など 右記へお問い合わせください。	
税				
<input type="checkbox"/>	町・府民税が課税されている方	町・府民税に関する相続人代表者の届出	右記へお問い合わせください。	税務課 ☎0721-98-5517
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（125cc以下）などの車両を所有している方	名義変更、または、廃車の届出	・ナンバープレート ・相続人の印かん、免許証 ・原付などの登録証	
<input type="checkbox"/>	固定資産をお持ちの方	固定資産に関する相続人代表者の届出	右記へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	右記へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	町・府民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）を口座振替により納付している方	口座振替の解約、または、変更	右記へお問い合わせください。	
障がい				
<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還	・申請者（返還届） ・届出人の印かん ・亡くなった方の手帳	福祉介護課 ☎0721-98-5519
<input type="checkbox"/>	大阪府障がい者扶養共済制度に加入している心身障がい者の保護者	給付金請求	・障がい者及び年金管理者の印かん ・死亡診断書 ・加入者が除かれた住民票（除票） ・障がい者及び年金管理者の住民票 ・年金加入証書	
<input type="checkbox"/>	大阪府障がい者扶養共済制度に加入している心身障がい者	弔慰金請求	・加入者の印かん ・加入者の住民票 ・障がい者が除かれた住民票（除票） ・年金証書 ・加入者の振込先口座がわかるもの	
<input type="checkbox"/>	大阪府障がい者扶養共済制度に加入している扶養共済年金受権者	死亡届	・年金受給者の印かん ・年金受給者が除かれた住民票（除票） ・年金加入証書	
<input type="checkbox"/>	特別障がい者手当を受給している方	死亡届	・受給者と生計を同じくしていた配偶者、子などの印かん ・受給者と生計を同じくしていた配偶者、子などの名義の銀行通帳（未支払分の手当が発生しているとき）	
<input type="checkbox"/>	大阪府重度障がい者在宅生活応援制度を受給している方	資格喪失届、または、死亡届		
<input type="checkbox"/>	障がい児福祉手当を受給している方	死亡届		
<input type="checkbox"/>	受給者証（障がい福祉サービス、地域生活支援）をお持ちの方	受給者証返還	・亡くなった方の受給者証	
<input type="checkbox"/>	障がい者紙おむつの給付を受けている方	紙おむつ支給券の返還	・未使用の紙おむつ支給券	
<input type="checkbox"/>	緊急通報装置、福祉電話・FAXの貸与がある方	緊急通報装置、福祉電話・FAXの撤去・返還	・亡くなった方の印かん	

手続きが必要な対象者		手続き	必要なもの	担当課
子ども				
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失届、または、額改定（減額）	・特別児童扶養手当証書 ・印かん	子育て支援課 ☎0721-98-5596
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給している方	・相続人代表となる方の印かん ・相続人代表となる方の本人確認書類	・特別児童扶養手当証書 ・印かん（両親の一方が死亡した場合はほかに戸籍謄本、新受給者名義の銀行通帳、未支払い分の手当が発生しているときは子の銀行通帳）	
<input type="checkbox"/>	受給者証（障がい児通所支援）をお持ちの方	受給者証返還	・亡くなった方の受給者証	
<input type="checkbox"/>	受給者証（障がい児通所支援）をお持ちの方の通所給付決定を受けている保護者の方	通所給付決定を受けている保護者の変更	・受給者証 ・次に保護者となる方の印かん	
<input type="checkbox"/>	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅、または、額改定（減額）	・受給者の印かん	子育て支援課 ☎0721-98-5596
<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している方	受給事由消滅 未支払手当請求 新規認定請求	・受給者の印かん ・次の受給者の口座番号	
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失、または、額改定（減額）	・受給者の印かん	
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給している方	死亡届兼未支払手当請求 新規認定請求	右記へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	認可保育園・幼稚園・認定こども園在園児の保護者の方	支給認定申請	・次に保護者となる方の印かん	
<input type="checkbox"/>	小・中学校在学児童・生徒の保護者の方（保護者が不在になる場合のみ）	保護者代理申請	・次に保護者となる方の印かん	教育総務課 ☎0721-98-5533
<input type="checkbox"/>	就学援助申請者の方	就学援助変更申請	・次に保護者となる方の印かん	

手続きが必要な対象者		手続き	必要なもの	担当課
下水道				
<input type="checkbox"/>	下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯	世帯人数の変更	右記へお問い合わせください。	環境農林課 ☎0721-98-5522
<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中、または、猶予中の方	受益者の変更		
ごみ				
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方のごみの処理をされる方	ごみ処理の申込み	右記へお問い合わせください。	環境農林課 ☎0721-98-5522
その他				
<input type="checkbox"/>	し尿汲み取り式トイレを使用している方	使用者変更、または、廃止	右記へお問い合わせください。	環境農林課 ☎0721-98-5522
<input type="checkbox"/>	犬を所有している方	所有者の変更		
<input type="checkbox"/>	農地を相続された方	農地を相続したことの届出	右記へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	森林を相続された方	森林を相談したことの届出		

《その他制度などのご案内》

内 容	問合せ
<p>◆住民基本台帳カード・マイナンバー通知カード・マイナンバーカードについて 亡くなられた方の住民基本台帳カード・マイナンバー通知カード・マイナンバーカードは役場の窓口に戻却していただくか、ハサミなどにより裁断したうえで廃棄処分してください。 ※相続などの手続きで亡くなられた方のマイナンバーが必要となる場合があります。</p>	住民人権課 ☎0721-98-5515
<p>◆印鑑登録の手続きについて 印鑑登録は、亡くなられた時点で自動的に廃止になります。印鑑登録カードは、役場の窓口に戻却していただくか、ハサミなどにより裁断したうえで廃棄処分してください。</p>	
<p>◆住民票について 住民票は住所地の市区町村へご請求ください。 住所が太子町で、太子町へ死亡届を出された場合、受理した日の翌々日（閉庁日含まず）から交付できます。</p>	
<p>◆戸籍謄本などの請求について 戸籍謄本などは本籍地の市区町村へご請求ください。 本籍が太子町で、太子町へ死亡届を出された場合、受理日から3～4日後（閉庁日含まず）に交付できます。</p>	
<p>◆ご遺族のこころの相談について 精神保健福祉士、保健師が電話や面談などで相談に応じています。大切な人を亡くして“こころ”や“からだ”に不調が生じたときはご相談ください。太子町以外にお住まいの場合は、住所地の保健所や保健センターへご相談ください。</p>	いきいき健康課 (町立保健センター) ☎0721-98-5520
◆問合せ先が不明な場合	総務財政課 ☎0721-98-0300

《役場以外でのお手続き》

内 容	問合せ
◆国民健康保険以外の健康保険にご加入の場合 加入されている健康保険の事務所（勤務先等）にお問い合わせください。	
◆厚生年金（共済年金）に加入している（していた）方、または、受給者勤務先を管轄する年金事務所、または、お近くの年金事務所にお問い合わせください。	天王寺 年金事務所 ☎06-6772-7531
◆相続税などの国税について	富田林税務署 ☎0721-24-3281
◆自動車税などの府税について	大阪府税事務所 南河内事務所
◆不動産の登記手続きについて（予約制）	大阪法務局 富田林支局 ☎0721-23-2432
◆軽自動車等（3・4輪）を所有されている方（名義変更、または、廃車の届出）	軽自動車検査協会大阪 主管事務所和泉支所 ☎050-3816-1842
◆排気量125cc超のバイクを所有されている方（名義変更、または、廃車の届出）	大阪運輸支局和泉 自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2060
◆水道料金をお支払されている方 水道使用中止届、または、使用者名義及び支払方法の変更が必要です。詳しくは、お問い合わせください。	水道センター ☎0721-98-5536

【太子町役場】

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

☎0721-98-0300（代表）

開庁日：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

※土・日曜日、祝日、休日、年末年始（12/29～1/3）は閉庁。

※駐車場有。